

平成16年3月19日 環境農林常任委員会

通告により西村晴天君を指名いたします。西村委員。

◆（西村晴天君） 公明党の西村でございます。

環境農林水産部の皆様には、連日鳥インフルエンザの対応で、深夜まで大変に御苦労さまでございます。私は、地球温暖化、ヒートアイランド対策にかかわる条例の制定ということで、これはさきの代表質問でも私ども質問させていただきました。あわせて使用済みの蛍光灯の電球の中にある水銀の処分につきまして、この二点について御質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

花見の時期が近づいておりまして、東京の方は開花宣言をしたんですかね、ことしは例年より約十日ほど開花が早いというふうに言われております。また、大阪市内は、ことしの冬は一度も雪が積もることもございませんでして、最近私どもは、大阪で氷が張っているというのを余り見たことがございませぬ。夏は夏で、去年は多少冷夏でございましたけれども、ここ数年暑さの厳しい夏が続いております。

先日の委員会でも答弁がされておりましたが、大阪の熱帯夜の日数は一夏に四十七日もあると、全国の大都市で一番寝苦しい夜を過ごしているのが、我々大阪の人間であるということでございます。これはどう見ても、地球全体として温暖化が進んで、さらに大阪の市街地ではヒートアイランドが進んでいるとしか考えられないわけでございます。

特に夏の暑さは、冷房に頼らないと、寝不足や、あるいはストレスがどんどんたまってきていららする、辛抱ができない状態である。そして、この冷房がまた熱を屋外に出すことによって悪循環を繰り返す。こういうふうな状況が続きますと、もうだれもが大阪に住みづらくなると、住みたくないという、こういうふうな考え出さないと限りませぬし、こういった環境面だけではなしに、ひいては経済的にも大きな損失になりかねないのではないかとこのように考えます。

したがって、地球温暖化とヒートアイランド、いわゆるこの二つの温暖化に対して、大阪として今手をこまねいているそういう時間的なゆとりはございませぬし、特にこういった対策は、対策を打ってすぐ結果が出るというふうな問題でもございませぬ。したがって、一刻も早く抜本的な対策を講じていかなければならないというふうに思うわけでございます。特に、地球温暖化とヒートアイランドの両方の影響が重なります大阪市とその周辺の対策を急ぐ必要があるというふうに思います。

ちょっと以前いただいた資料で、これはサーモグラフィいうんですかね、大阪府の環境情報センターがつくっていただいている資料でございますが、ランドサットから得られた地表面の温度分布データ、これから地上の気温を推定しますと、大阪を中心に明確にー大阪市内、特に市域及びその周辺の温度が高いということが明確でございます。

そういうことで、大阪市とその周辺の対策を急ぐ必要があるわけでございますが、府民や事業者の協力を得るためには、先ほど申し上げましたように、あるいはまた去年の九月

定例会の委員会でも私たち若干触れさしていただきましたが、条例など強制力のある仕組みを早急に整備しなければならないのではないかと、このことを申し上げました。

そこで、まず大阪府における地球温暖化及びヒートアイランドの原因と、これらの問題に対する取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君） まず、二つの温暖化と言われる地球温暖化とヒートアイランドの原因についてでございます。地球温暖化は、地球的規模の問題でございまして、エネルギーの消費に伴い発生する二酸化炭素や代替フロン等の温室効果ガスの増加、二酸化炭素を吸収する森林の大幅な減少などが原因でございます。一方、ヒートアイランド現象は、地域固有の問題でございまして、エネルギー消費に伴う人工排熱の増加、土地被覆面の人工化、緑地、水面の減少等による都市への熱の集中が原因でございます。

府域におけるエネルギー使用量について見てみますと、この二十年間で二五%増加しております。中でも民生用電力や都市ガスが、二倍以上の伸びとなっております。また、土地利用について見ますと、この二十年間で農地が三〇%減少しているのに対し、住宅地は一四%、道路は二六%増加しております。

次に、地球温暖化に対する取り組み状況につきましては、平成十二年三月に策定いたしました大阪府地球温暖化対策地域推進計画に基づきまして、府有施設の省エネルギー化や太陽光発電の導入、家庭やオフィスでの省エネルギー行動の促進など、ハード・ソフト両面から対策を推進しているところでございます。

また、ヒートアイランド問題につきましては、平成十四年十二月に庁内関係部局長から成る大阪府ヒートアイランド対策推進会議を設置しまして、推進計画策定に向けた検討を進めるとともに、屋上緑化等の施設の緑化を初め、道路や公園などの緑化、道路の透水性舗装など実行可能なところから取り組んでいるところでございます。

◆（西村晴天君） 今御説明いただいたように、府有施設の省エネルギー化、あるいは太陽光発電、あるいはさらには屋上緑化と、府の努力、取り組みはしていただいて、そのことは認めるわけでございますが、現実的には地球温暖化の原因となります温室効果ガスの排出量は、基準年の一九九〇年度からほとんど減ってないと。したがって、地球温暖化対策については、現在の施策を抜本的に見直して、実効性ある施策を打ち出さなければならないのではないかとというふうに考えるわけでございますが、この点の認識と、それからヒートアイランド対策につきましては、我が党は以前から、早急に計画を策定して、そして総合的な対策に取りかかるべきということ、予算説明等でも、私も遅いのではないかとということ、事をあるごとに訴えてまいりましたが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、この二点についてお伺いします。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君） 地球温暖化についてでございますが、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量は、委員お示しのように、この十年ほとんど減少しておらず、家庭、オフィスなどの民生部門や、自動車からの二酸化炭素排出量は

逆に増加しております。このため、来年度、地球温暖化対策地域推進計画を見直し、特に二酸化炭素排出量の増加が著しい民生・運輸部門を中心として、どのような手段を用いて温室効果ガスの削減を図っていくかを具体的に示した行動計画としてまとめていきたいと考えております。

また、ヒートアイランド対策につきましては、現在、学識経験者から成る大阪府ヒートアイランド対策検討委員会の意見を聞きながら検討を進めているところであり、ことしの夏までには大阪府ヒートアイランド対策推進計画として取りまとめ、実効性ある対策を総合的に推進していきたいと考えております。

◆（西村晴天君）　そこで、先ほどお見せいたしましたけども、大阪府域の中でもとりわけ大阪市、当然業務施設が集中しているわけですから、エネルギー消費に伴う人工排熱も多いですし、また熱がたまるそういう人工の構造物も多い。その結果として、昼間も夜間も周辺の郊外部分よりも気温が高くなった。その結果、地球温暖化、ヒートアイランド問題ともにより重点的に対策をしていかなければならない。大阪市域、あるいはその周辺というのは、そういう地域であるというふうに考えられるのではないかと思います。

そういう意味で、この二つの温暖化を解消するためには、やはり大阪府として大阪市と連携した取り組みが必要不可欠ではないかというふうに考えますけれども、大阪市とどのような調整をとっておられるのか、この点についてお伺いします。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君）　地球温暖化対策もヒートアイランド対策も、御指摘のとおり大阪市と連携した取り組みが必要と考えております。このため、従来から大阪市と情報交換を行いながら、これらの対策を推進してきたところでございます。また、現在、先ほども申しました学識経験者で構成するヒートアイランド対策検討委員会でございますが、この意見を聞きながら、ヒートアイランド対策推進計画の策定を進めておりますが、この委員会に環境省と堺市とともに大阪市の参画をいただき、意見を交換しているところでございます。

今後とも、計画の策定、実効ある施策の実施等に関しまして、大阪市と十分調整してまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君）　それで、またちょっと角度が変わるんですが、地球温暖化とヒートアイランド現象、この改善のためには、今度は行政だけではなくに、事業者や府民の皆さんにもそれぞれができる対策をお願いをしていかなければならない。

まず、地球温暖化対策については、府は、事業者が現在どれだけ温室効果ガスを排出しており、そして今後いかにその対策を講じるべきか、このことを的確に把握をして、そして適切な指導をしていかなければならないのではないかと。また、ヒートアイランド対策につきましては、太陽の熱が建築物にたまります。また、空調機などによって熱が建築物から今度は逆に出るわけですね。そして、建築物に対する対策が特に重要であるというふうに考えます。

建築物の対策は、新しく建物をつくる新築時が一番対策がとりやすい。そういうことで、

新築の段階で、事業者に対して空調設備や照明設備などの省エネルギー対策、あるいは外壁や屋根の断熱化、さらに地上部や屋上の緑化、太陽光などの自然エネルギーの利用などの対策を実施するように指導していく、そういう必要があるのではないかというふうに思います。

東京都では、既に全国に先駆けて条例を制定をしております、二つの温暖化問題に挑戦するという姿勢で、大変積極的な取り組みを進めております。先ほど申し上げましたように、大阪は全国一暑い都市であるというふうに言われておりますし、東京に次ぐ大都市として多量のエネルギーを消費をしております。そのことを府としても十分認識をする必要がございます。

この委員会の所管ではございませんけれども、大阪は、平成五年ですかバリアフリーのまちづくりということで、福祉のまちづくり条例を制定をいたしました。この条例によって、まさに今ノーマライゼーションの社会を推進するために、大阪のまちは随分バリアフリーが進んだわけでございます。例えば、福祉のまちづくり条例では、新設の施設の場合、民間事業者が都市施設のうち特に公共性の高い施設を設置する場合には、整備基準に適合させるよう、その計画について事前に協議することをこのまちづくり条例では義務づけられております。その結果、平成五年から現在まで事前協議ということで行われた件数が、九千八百九十三件ということです。約一万件のそういう施設がバリアフリー化について事前協議を受けていると、こういう進展があるということです。

その中で、平成十五年ですか福祉のまちづくり条例を改正をいたしまして、適用範囲を拡大いたしました。一定の面積以上のそういう施設についてはこのまちづくり条例を適用するということから、その面積を少し狭くして、適用される範囲を広げたわけですね。そうすると、平成十四年は八百五十九件の事前協議の件数であったものが、平成十五年度、この十五年度は十二月末時点で千四百十二件。だから、三月末までいくと恐らく倍増するんじゃないかと。

私は何を申し上げたいかといいますと、こういうふうに条例というものをつくって、きちっと基準というものをつくって、府民の皆さんにこういう形で協力してくださいよというふうな形でやれば、明確に実効性のある、結果の出るということが可能となる。つまり、地球温暖化やヒートアイランドについても、条例という形で明確にそういうものを市民の皆さんにお示しをし、そして協力をしてもらう。そうでなければ、確実にこの現象を抑制するというそういう効果があらわれないのではないかとというふうに思うわけでございます。

そういう意味で、実効ある条例の制定が必要ではないかというふうに考えるわけございまして、これは代表質問でもお伺いしたわけでございますが、再度この大阪府の御見解をお聞きをしたいと思っております。

◎循環型社会推進室長（松尾明君） 地球温暖化やヒートアイランドにつきましては、過去数十年にわたる都市化の結果として生じてきました現象でございますため、その解消の

ためには、長期的、総合的な取り組みが必要でございますが、実施できるところから一刻も早く取り組んでいくことも重要であるというふうに認識してございます。

このため、来年度にはヒートアイランド対策推進計画を新たに策定いたしますとともに、地球温暖化対策地域推進計画を改定強化し、府民、事業者、そして行政の役割、責務を明確にいたしまして、必要な対策を総合的に推進していくこととしてございます。

これらの対策の実効性を確保いたしますためには、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの削減や、建築物の新築時における環境配慮などにつきまして、事業者などを指導するための制度を設ける必要があると考えてございます。

ただいま委員から福祉のまちづくり条例の実績に関してのお話でしたが、今後地球温暖化とヒートアイランドの二つの温暖化対策に関しまして、条例化も視野に入れた制度化につきまして、他部局とも連携して、大阪市を初めとする市町村と十分に協議してまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君） 冒頭に申し上げましたように、ことしの桜の開花情報から想定いたしますと、ことしの夏も猛暑が予想されるというふうに勝手に判断をしておりますけども、手をこまねいておりますと、大阪ではますます地球温暖化、そしてヒートアイランドが深刻化していくことは大変危惧されるわけでございます。実効ある対策を今すぐ講じていかなければ、将来に大きな禍根を残すことになる、そのために大阪府は、大阪市を初めとする市町村と十分協力して、早急にこの二つの温暖化現象をターゲットとした実効性のある条例を制定していただく。と同時に、これらの問題の解決に向けて真摯に取り組まれることを強く要望をいたします。

あわせて、この問題につきましては、特に全庁的な取り組み、そしてまた大阪市との連携が必要不可欠でございますので、この問題につきましては、知事質問をお願いをいたしまして、ぜひとも委員長の御配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次に二つ目の蛍光灯の水銀の処分についてでございます。蛍光灯は、この部屋にもたくさんついておりますが、照明器具として私たちの日常生活に欠くことのできないものでございます。かつては白熱灯というのもございましたが、今照明器具としてはやはり蛍光灯が一番普及しているのではないかと。

そこで、社団法人の日本電球工業会によりますと、二〇〇〇年の蛍光灯の生産本数は約四億三百万本となっております。この蛍光灯一本当たりには、平均八から十ミリigramの水銀を蒸気化して封入をしております。このことから、年間の水銀の使用量は、大体ですが、三・二トンから四トンにも上っているということになります。

この水銀は、食欲不振や頭痛、全身倦怠、神経症状を引き起こす有害物質でございます。ちょっと私の知っている知識、情報によりますと、これは地下水の水質基準ですね、カドミウム、鉛、砒素よりも、水銀は二十倍も厳しい環境基準が設けられているというふうにお聞きをしております。

また、太陽熱やバクテリアの影響を受けまして、かつて大問題となりました水俣病の原

因物質となった有機水銀に変化するという、そういうふうな報告もあるというふう聞いております。八〇年代には水銀電池が問題となりまして、以後水銀を使わない乾電池が開発をされました。しかし、蛍光灯の場合は、機能上といいますか、原理上水銀を使用せざるを得ない。水銀を使わずに、代替の物質でこういう蛍光灯をつくることは、現在の技術ではまだそういうことが確立をされておられません。

ところが、廃棄物の処理法では、この使用済みの蛍光灯は有害性の高い廃棄物の区分である特別管理廃棄物には指定されておられません。他の廃棄物と分別して、特別な収集や処理が義務づけられていないという状況でございます。こういうふうなこともありまして、家庭で使用済みとなった蛍光灯の水銀の回収は十分に進んでいないというふう聞いておりますけれども、国、それから府、市町村、あるいは製造者それぞれの取り組みの現状はどうなっているのか、お教えいただきたいと思っております。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） 蛍光灯につきましては、お示しのよう  
に、廃棄物処理法上回収など有害物質として特別の取り扱いをすべき規定はございません。しかしながら、経済産業省の産業構造審議会におきまして、廃棄物処理やリサイクルとして取り組むべき事項を提示することによりまして、産業界による自主的な取り組みを促進することを目的といたしまして、品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン、これを策定いたしまして、平成十三年度よりリサイクルが望まれるものの一つとして廃蛍光灯を位置づけたところでございます。

本ガイドラインにおいては、自治体が行う回収や、リサイクルの支援や、広報普及活動の実施及びリサイクル技術の開発等の取り組みを推進することにより、蛍光灯の回収率の向上を図ることとしているところでございます。

このガイドラインにおきまして、蛍光灯を製造するメーカーで構成いたします社団法人日本電球工業会では、リサイクル相談窓口を設置し、使用済み蛍光灯の処理に関する一般消費者や自治体からの問い合わせに対応しているところでございます。

一方、一般家庭から排出される蛍光灯の処理責任を負う市町村におきましては、府域の十二市町で有害ごみとしての分別収集や拠点回収を実施しており、回収された蛍光灯は、民間のリサイクル施設において水銀の回収及びリサイクルがなされております。大阪府では、使用済み蛍光灯も含め、小型二次電池、カセットボンベなどリサイクルが余り進んでいない状況にある品目につきまして、住民団体、事業者団体、行政等で構成いたします大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議におきまして、リサイクルを進め、効果的な資源回収を行うための手法について現在議論を深めているところでございます。

◆（西村晴天君） 私は、使用済み蛍光灯とずっと言ってきたんですが、正確には廃棄をする蛍光灯という意味で、廃棄をする廃蛍光灯と言うと難しいので、あえてこの場では使用済みという言葉を使わせていただいておりますので、そういう意味ですので、御了解をお願いします。

それで、今御報告いただいたように、ガイドライン等が策定されまして、この使用済み

蛍光灯の回収率の向上に向けて、産業界が自治体への支援、あるいはリサイクルの技術開発などの取り組みを推進することになっていると、そういうことでございますけども、現実的には、全国的に廃蛍光灯のリサイクルは進んでいないというふうにお聞きをしております。

先ほどの御答弁では、府域では十二市町が分別収集や拠点回収によって、ほかのごみとは別に収集をしてリサイクルを行っているとのことでございますね。これらの市町では、有害物質を含むものとして積極的な対応をしているということでございますが、一方、大阪府は四十四市町村ですから、ほかの三十二の市町村は対応していないということになるわけでございます。

ちなみに、これは産業廃棄物としての扱いになりますが、この大阪府庁はどうなっているかというのを用度課に確認をさせていただきました。大阪府の本庁舎では、発生した廃棄をする蛍光管につきましては、別館地下一階専用倉庫で集中保管をいたしまして、業務委託契約を締結して、一定量たまったときに廃棄処分する。大体年一回やと。平成十四年度の実績は二千九百三十八本、これを廃棄物処理業者が持ち帰りまして、水銀を蛍光灯の中から分離してリサイクルするそういう会社がございまして、そのところで処理をしているということでございます。

水銀は有害物質であるという認識はどなたも一致しているというふうに思うんですが、府域の市町村すべてが対応するに至っていないということには、やっぱり現状の回収システムに何らかの課題があるのではないかとこのように思います。

そこで、既に取り組んでいる市町村での廃蛍光灯の回収、リサイクルと水銀の処理はどのようにしているのかということをお教えいただきたいと思っております。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） 廃蛍光灯―使用済みの回収システムでございますが、現在府域の市町村がリサイクルを行う際には、全国の清掃事業を行います市町村や一部事務組合が参画いたしております社団法人全国都市清掃会議が構築いたしました回収システムにより回収と処分を実施してございます。

このシステムは、水銀処理の全国的な対応を図るため、北海道で水銀処理に実績のあるリサイクル施設を広域処理センターとして指定した上で、このセンターに市町村から出る使用済み蛍光灯の処理を委託することを内容としたものでございまして、平成十一年から運営が開始されております。府域十二市町では、回収しました使用済み蛍光灯を一括いたしまして北海道まで鉄道で搬送しており、搬送を受けたリサイクル施設におきましては、蛍光灯を水銀、ガラス、アルミニウムに分類した上で、回収した水銀を蛍光灯の封入ガスや試薬の原料に利用するなど、それぞれの再資源化を行っております。今先生からお示しございました大阪府の年間三千本の処理につきましても、同様の方式をとらせていただいております。

何分遠方での処理でございますので、府域の市町村がこの回収システムにより使用済みの蛍光灯をリサイクルする場合には、リサイクル費用がトン当たり約七万円であるのに対

しまして、運搬費用がトン当たり十万円を超える状況も生じているところでございます。

◆（西村晴天君） 今御説明いただきましたように、現在の回収システムでは、市町村で回収されたその蛍光灯は遠方の北海道まで運搬をされているということでございまして、リサイクルにかかる費用負担が大変大きいということですね。特に運搬費用に相当の費用を要していると、トン当たり十万円と。したがって、直ちに府域の全市町村がリサイクルに取り組めるという、そういう状況ではないようでございます。全市町村が早期にリサイクルをされるにこしたことはないわけでございますが、府域でリサイクルを実施していないこの三十二市町村については、取り組みが済むまでの当分の間は、まずこの蛍光灯を処分する際に水銀が環境中に排出されて、そして健康被害が生じないようなそういう管理を徹底しなければならないと、そのことが大変重要であるというふうに思います。

そこで、これら三十二の市町村では、現在どのような処分をしているのか、また処分の際の環境上の影響については十分確認をされているのか、この点についてお伺いします。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） 使用済みの蛍光灯といたしましての回収を実施していない三十二市町村につきましては、粗大ごみや分別されないで排出される混合ごみとして収集した後、不燃ごみとして遮水工を施しました管理型処分場への直接埋立処分、もしくは他のごみとともに焼却処理をしております。

こうした処理処分の環境上の影響でございますが、使用済み蛍光灯を焼却処理しているごみ焼却施設では、排ガス処理装置を設置いたしまして、有害物質の排出対策を実施しております。事業者が実施している排ガスや排水、焼却灰に含まれる水銀の濃度の測定結果につきましては、事業者からの報告により規制基準を満足していることを確認しております。なお、府所管の市町村域の施設に対しましては、毎年立入検査を行いまして、施設の維持管理状況を検査しているところでございます。

また、市町村が使用済みの蛍光灯の埋立処分や、同じく使用済みの蛍光灯を含むごみの焼却処理後の灰の埋め立てをしている府域の最終処分場におきましては、そこから生じる排水について、排水処理施設を設置しその処理を行っておりまして、排水中の水銀につきましては、基準が遵守されていることを事業者からの報告や府の立入検査により確認しているところでございます。

◆（西村晴天君） 重ねて、今の御答弁によりますと、要するに燃やしているところですね、これについては排ガス処理装置を設置して、有害物質の排出対策を実施している。そして、その排出ガスや排水、焼却灰に含まれる水銀の濃度の測定の結果については、事業者からの報告によって規制基準をちゃんと守っていると、満足しているということを確認しております。府所管の市町村域の施設については、毎年立入検査で維持管理状況を検査してますと。

灰を埋め立てしているところの処分場については、その処分場の排水について、排水処理施設を設置して処理をされているわけですが、その排水中の水銀についても、基準が遵守されていることを事業者からの報告や府の立入検査によって確認をしますと、こうい

うことですね。

そういうことで、現在の現状の処分に関しては、環境上の影響を確認の上、問題がないということをごさいますね。しかし、より安全性を確保するという観点からは、やっぱり適切に回収するという形で管理することが必要ではないかというふうに思います。

それは、費用の問題と、それから先ほどの水銀がどれだけ有毒であるかというふうな兼ね合いがあると思うんです。また逆に、水銀というのは有害物質でもあり、また貴重な資源でもあるわけですね。例えば、電気機器とか、電子部品とかこういったものには水銀は不可欠なものですから、そういう意味では大変貴重な資源でもごさいます。そういう資源の有効利用の観点からも、つづして、灰を埋めるのもいいんですけども、やはり廃蛍光灯をリサイクルするというのを進めていくということも考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

そのためには、家庭からの分別排出、それから市町村の分別回収、そしてリサイクル施設が近隣にあることなどが必要なことではないかというふうに思います、運搬費が先ほどト十万円ということですから。ところが、先日の報道では、大阪市内にもそういう回収施設ができたというふうなことを聞きました。徐々にそういうふうな回収に向けての条件が整いつつあるのかなというふうに思うわけでごさいます。この問題は、早期になかなか進展しない問題かもわかりませんが、蛍光灯の水銀の回収についてぜひとも市町村の取り組みを促していただきたいというふうに思うわけでごさいます、府としてもこの取り組みを進めていくべきであるというふうにあわせて考えます。

今後、どのように取り組んでいかれるのか、この点についてお伺いします。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） 使用済みの蛍光灯のリサイクルを推進していくためには、先生お示しのとおり、一定の環境がまず整備されることが必要であると認識してごさいます。こうしたリサイクル施設につきましては、本年一月、大阪市内に新たに処理施設が操業を開始したところでごさいます、これまでの課題の一つでありましたリサイクル費用の軽減も期待されるところでごさいます。

このようにリサイクルを推進するための環境の整備が整いつつある状況も踏まえまして、市町村に対しましては、使用済み蛍光灯のリサイクルを進めるために必要な諸情報の提供に努めるなど、そのリサイクルの促進について働きかけてまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君） 現在ヨーロッパを中心に、電気電子機器において有害物質の使用を制限する、そういう動きが急となっております。二〇〇三年の二月にEU—欧州連合で発効されました電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令、これは英文表記の頭文字をとりましてRoHS指令では、電気電子機器の新製品については、二〇〇六年七月一日までに水銀、鉛、カドミウム、六価クロムなど六種類の有害物質を含まないというふうな形にすることが求められております。有害物質を可能な限り使わないという有害物質フリーが今国際的な潮流となっているわけです。

日本においても、このような動向を見据えて、産業界の自主的な取り組みが進んでおり

ます。例えば、無鉛ハンダへの切りかえなど代替物への移行が既に進みつつあります。

しかしながら、先ほども申しあげました蛍光灯の水銀については、蛍光灯の原理上の問題からまだ代替物がないということですので、先ほどのR o H S指令においても対象除外規定が設けられているということからも、今後とも蛍光灯がある限り、水銀の処理は継続して取り組んでいかなければならない問題でございます。

どうか、府としても市町村の取り組みが推進されるように強く働きかけていただきたい。先ほども申しあげましたように、費用の問題等まだ課題がたくさんございます。しかし、いろいろ知恵を絞りながら、そういう回収システムを構築していくんだというふうなことで、蛍光灯のリサイクルを推進をされるように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（関守君） 先ほど西村委員から知事質問の要求がありましたが、現時点では委員長預かりとさせていただきますので、御了承願います。

次に、神谷昇君を指名いたします。神谷委員。